

第十三回国会 衆議院 通商産業委員會議録 第五号

昭和二十七年二月四日(月曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 中村 幸八君 理事 山手 満男君

理事 今澄 勇君

今泉 貞雄君

澁谷雄太郎君

福田 一君

高橋清治郎君

風早八十二君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 本間 俊一君

通商産業事務官 記内 角一君

(通商産業局長)

委員外の出席者

参考人(全国繊維産業労働組合)

同組合井原支部書記局長

参考人(商工組合中央金庫理事)

専門員 門司 正信君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

一月二十六日

委員田中彰治君辞任につき、その補

欠として土倉宗明君が議長の指名で

委員に選任された。

一月二十八日

委員河口陽一君辞任につき、その補

欠として中村寅太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

二月四日

委員金塚孝君辞任につき、その補欠

として高橋清治郎君が議長の指名で

委員に選任された。

二月一日

石油及び可燃性天然ガス資源開発法

案(内閣提出第二二二号)

二月二日

電気化学工業株式会社大牟田工場旧

自家用発電所の復元に関する請願

(高橋龍太郎君紹介)(第三六一号)

同(荒木萬壽夫君紹介)(第四〇七号)

の審査を本委員会に付託された。

一月二十九日

米国まぐろの関税問題に関する陳情書

(日本商工会議所会頭藤山愛一郎)

(第二二八号)

西日本地帯における電源の開発並び

に電力増強に関する陳情書(山口県

知事田中龍夫)(第一七八号)

電力料金再値上げ反対に関する陳情

書(鳥取県議会議長澤住辰蔵外四名)

(第一七九号)

電源開発の促進及び電力料金の地域

差撤廃の陳情書(小樽市議會議長岩

谷壽衛)(第一八〇号)

同月三十一日

輸出貨物検査出張所を東北の開港場

に設置の陳情書(郡山市議會議長福

内和介)(第二七五号)

電源開発用電気機械の輸入防止に関

する陳情書(日本電気工業会会長石

坂泰三)(第二七六号)

中国地方の電源開発促進に関する陳

情書(広島県知事大原博夫外一名)

(第二七七号)

中小企業の金融対策に関する陳情書

(高知県中小企業協同組合連合会

会長服部久吉)(第二七八号)

企業合理化促進法制定に際して業種

指定に関する陳情書(日本製鋼会専

務理事横田正成)(第二七九号)

企業合理化促進法案に関する陳情書

(日本電気通信工業連合会会長石坂

泰三外二名)(第二八〇号)

綾北川、南川上流の電源開発に関す

る陳情書(宮城県東部郡郡長大

始良義額外二名)(第二八一号)

電力不足対策に関する陳情書(静岡

県議會議長本杉良平)(第二八二号)

暖房用炭の値下げとその確保に関す

る陳情書(小樽市議會議長岩谷壽衛)

(第一八一号)

道南電源開発促進に関する陳情書

(函館市長宗藤大隆)(第一八二号)

電源開発計画促進に関する陳情書

(日本商工会議所会頭藤山愛一郎)

(第一八三号)

公務所におけるメートル法の完全実

施に関する陳情書(日本度量衡協会

会長松嶋信太)(第一八四号)

長崎通商事務所存置に関する陳情書

(長崎県知事西岡竹次郎外七名)(第

一八五号)

長崎県鉱業試験場の移管に関する陳

情書(長崎県知事西岡竹次郎外一名)

(第一八六号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任及び追加選任

石油及び可燃性天然ガス資源開発法

案(内閣提出第二二二号)継続に関する

件

○中村委員長 ただいまより通商産業

委員会を開会いたします。

まず委員の変更についてお知らせい

たします。去る一月二十八日委員河口

陽一君が委員を辞任せられて、中村寅

太郎君が補欠選任されました。また本

日金塚孝君が委員を辞任せられ、高橋

清治郎君が補欠選任されました。

この際小委員の補欠選任及び追加選

任の件についてお諮りいたします。

一、電気及びガスに関する小委員。

小委員河口陽一君委員辞任につき

中村寅太郎君を補欠選任し、新たに

土倉宗明君を追加選任すること。

一、地下資源開発及び合理化に関す

る小委員。小委員田中彰治君及び

河口陽一君が委員を辞任せられた

るにつき、神田博君及び中村寅太

君をそれぞれ補欠選任し、小委員

中西伊之助君が委員割当数の変更

により委員を辞任せられ、新たに

上林興市郎君が委員に選任せられ

ましたので、同委員を本小委員に

選任すること。また小委員橋本金

一君小委員辞任につき、高橋清治

郎君を本小委員とすること。

一、中小企業に関する小委員。小委

員西村榮一君及び金塚孝君委員辞

任につき、今澄勇君及び高橋清治

郎君を小委員に補欠選任するこ

と。

一、工業に関する小委員。同じく西

村榮一君の補欠として今澄勇君を

選任し、中西伊之助君の欠員に伴

い、新たに上林興市郎君を本小委

員に補欠選任すること。

一、継続に関する小委員河口陽一君

の補欠として、中村寅太郎君を小委

員に選任すること。

一、貿易に関する小委員神田博君小

委員辞任につき土倉宗明君を補欠

選任し、西村榮一君の補欠として

今澄勇君を選任し、新たに小金義

照君を追加選任すること。

以上先ほどの理事会で御了承を願っ

たのでございますが、そのように決定

するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中村委員長 それではさように決定

いたしました。

○中村委員長 次に去る一日、本委員

会に付託されました石油及び可燃性

天然ガス資源開発法案について、その

提案理由の説明を求めます。

石油及び可燃性天然ガス資源開発

法案

案法

目次

第一章 総則(第一條―第三條)

第二章 掘採の方法(第四條―第

十三條)

第三章 補助(第十四條―第二十

四條)

第四章 石油及び可燃性天然ガス

資源開発審議会(第二十五條―

第三十三條)

第五章 雑則(第三十四條―第四

十條)

第六章 罰則(第四十一條―第四

十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、石油及び可燃性天然ガスの特性に応ずる掘採の方法を定めるとともに、その探鉱及び掘採の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「鉱業権」「探掘権」又は「租鉱権」とは、石油又は可燃性天然ガス(以下「ガス」という。)を目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権をいい、「租鉱権」とは、石油又はガスを目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石油又はガスを目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

(処分等の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者又は租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者又は租鉱権者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び探掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範圍内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少

があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、探掘権の範圍内において、探掘権者に対しても、その効力を有する。但し、探掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

第二章 掘採の方法

(流体の浸入等の防止)

第四條 鉱業権者又は租鉱権者は、油層(ガス層を含む。以下同じ。)以外の地下の部分にある流体が油層に浸入し、又は油層内の石油若しくはガスがその油層以外の地下の部分に漏出し、又は、坑井について省令で定める方法による仕上工事を行った後でなければ、その坑井を石油又はガスの採取の目的に使用してはならない。但し、通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の仕上工事を行ったときは、遅滞なく、その坑井について省令で定める方法による検査を実施しなければならない。

(坑井開隔)

第五條 通商産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油又はガスの完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から石油又はガスを採取する二以上の坑井がその油層と交わる部分相互間の距離(以下「坑井開隔」という。)を定めることができる。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定により指定された油層につ

いては、現にその油層から石油又はガスを採取する坑井との坑井開隔が同項の規定により定められた距離以内の坑井から石油又はガスを採取してはならない。但し、同項の規定による指定の際現にその油層から石油又はガスを採取している坑井については、この限りでない。

(ガス油比)

第六條 通商産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油の完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から一日に石油とともに採取されるガスの体積が指定する圧力及び温度の下においてその石油の体積に対して有する割合(以下「ガス油比」という。)を定めることができる。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定により指定された油層から石油を採取するには、坑井ごとに、ガス油比が同項の規定により定められた割合をこえないようにしなければならない。

(坑井の封鎖)

第七條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油を採取している坑井に端水(油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石油を坑井に排出するように作用する水をいう。以下同じ。)のみが出るようになったとき、又は石油の採取を目的とする坑井を掘さくした場合において、石油を採取しようとする油層に係る端水若しくはガスをヤツプ(油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石

油を坑井に排出するように作用するガスをいう。以下同じ。)に達するに至つたときは、その坑井を通じて地下の流体が移動しないように、遅滞なく、省令で定める措置を講じなければならない。但し、通商産業大臣の認可を受けたとき、及び第十一條第一項の省令で定める方法の実施に使用するときには、この限りでない。

(掘採の方法に関する命令)

第八條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さくする場合において、掘さく泥水(掘さくの際に坑井内に注入する泥水をいう。以下同じ。)が油層に浸入し、これに損害を及ぼすおそれがあるとき、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、掘さく泥水の成分を変更すべきことを命ずることができる。

第九條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油又は水に溶解しているガス(以下「溶解ガス」という。)の採取を目的とする坑井を掘さくする場合において、当該油層から石油又は溶解ガスを採取する坑井との坑井開隔が小さいため石油又は溶解ガスの完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、掘さくする坑井の位置を変更すべきことを命ずることができる。

第十條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油を採取している場合において、坑井におけるガス油比が大であり、又は坑井から

多量の端水が出るようになったため石油の完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、期間を定めて、石油の採取を制限し、又は中止すべきことを命ずることができる。

(二次採取法)

第十一條 鉱業権者又は租鉱権者は石油を採取しようとする油層に係る端水又はガスをヤツプがその油層から石油を坑井に排出する作用を促進する方法であつて省令で定めるもの(以下「二次採取法」という。)を実施しようとするときは、実施計画を定め、その実施に必要な施設の工事の開始の日(以下「前日」という。)を、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、次項の規定による命令に基づく場合を除き、前項の実施計画を変更しようとするときは、変更に係る事項の実施に必要な施設の工事の開始の日(以下「前日」という。)を、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による届出のあつた実施計画を実施することにより油層に損害を及ぼすおそれがあるときは、その実施計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定による命令は、第一項又は第二項の工事の開始の後、することができない。

5 鉱業権者又は租鉱権者は、第一項又は第二項の規定により届け出た実施計画(第三項の規定による

命令があつたときは、その命令により変更されたもの）によらなければ、二次採取法を実施してはならない。

（坑井の位置に関する協議）

第十二條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスを採取しようとする油層の一部が他の鉱業権者又は租鉱権者の鉱区又は租鉱区内にあるときは、坑井の位置についてその鉱業権者又は租鉱権者と協議し、その協議のととのつたところによらなければ、鉱区又は租鉱区の境界線から省令で定める距離以内の地域の直下の油層の部分に坑井を掘くしてはならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の協議がととのつたときは、遅滞なく、協議の結果を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十三條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業大臣の決定を申請することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を関係鉱業権者又は租鉱権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の副本を当事者に交付しなければならない。

4 第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従ひ、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

第三章 補助

（補助金の交付）

第十四條 国は、石油若しくは溶解ガスの探鉱又は二次採取法（省令で定めるものを除く。以下同じ。）を実施する鉱業権者又は租鉱権者に対し、予算の範囲内において、その実施に必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

（補助金の交付の申請）

第十五條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、補助金の交付を受けようとする探鉱又は二次採取法の実施について省令で定める事項を記載した計画書を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

第十六條 通商産業大臣は、前條の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合において、補助金の交付を受けようとする探鉱又は二次採取法が左の各号に適合すると認めるときは、第十四條の規定により交付することができる金額の範囲内において、省令で定める算定基準に従ひ、交付すべき補助金の額を決定しなければならない。

- 一 その実施しようとする場所が探鉱又は二次採取法に適する地域内であること。
- 二 その実施の方法が前号の地域の形質に適するものであること。
- 三 その実施が石油又は溶解ガスの完全な開発に資するものであること。

ること。

（計画書の変更の承認）

第十七條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後において第十五條の規定により提出した、計画書に記載した事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の支払）

2 通商産業大臣は、前項の承認をした場合において、前條の規定により決定した補助金の額を変更する必要があるときは、予算の範囲内において、これを変更しなければならない。

（補助金の支払）

第十八條 補助金は、鉱業権者又は租鉱権者が第十五條の規定により提出した計画書（前條第一項の規定により変更の承認を受けたときは、その変更したもの）に記載したところに従ひ、探鉱を完了し、又は二次採取法の実施に必要な施設の工事を完了した後に交付するものとす。

（納付金）

第十九條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した石油又は溶解ガスの探鉱（掘き、掘きを伴うものに限る。）により発見された油層に属するものと通商産業大臣が認定した地下の部分から石油又は溶解ガスを採取する鉱業権者（補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油又は溶解ガスの鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。）は、

石油又は溶解ガスの時価をこえない範囲内において省令で定める額にその油層から石油又は溶解ガスの採取を開始した日から五年を経過するまでの各一年間にその地下の部分から採取した石油又は溶解ガスの量を乗じて得た金額に、百分の三をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層から石油又は溶解ガスの採取を開始した日以後の各一年間にその地下の部分から採取した石油又は溶解ガスの量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

2 前項の規定による認定は、当該地下の部分から石油又は溶解ガスの採取を開始した日から六月以内にしなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した二次採取法を実施した油層から石油を採取する鉱業権者（補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油の鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。）は、前條第一項の省令で定める額にその油層について二次採取法の実施を開始した日から六年を経過するまでの各一年間にその油層から採取した石油の量を乗じて得た金額に、百分の十五をこえない範

圍内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層について二次採取法の実施を開始した日以後の各一年間にその油層から採取した石油の量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

（強制徴収）

第二十一條 通商産業大臣は、前二條の規定による納付金を納付しない者があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次條の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。

（延滞金）

第二十二條 通商産業大臣は、前條第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

（先取特権の順位）

第二十三條 第十九條又は第二十條の規定による納付金及び前條の延

帝金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先だつものとする。

(国税徴収法の運用)

第二十四條 国税徴収法(明治三十九年法律第二十一号)第四條ノ九及び第四條ノ十の規定は、第十九條又は第二十條の規定による納付金及び第二十二條の延滞金に関する書類の送達について準用する。

第四章 石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

(設置)
第二十五條 資源庁に、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十六條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第六條第一項の規定による定をせし、又は第八條から第十條まで若しくは第十一條第三項の規定による命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

2 審議会は、石油及びガス資源の開発に關する重要な事項について、前項に規定する場合を除く外、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

(組織)

第二十七條 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

(任期)

第二十八條 委員の任期は、二年とする。

(専門委員)

第二十九條 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

(勤務)

第三十條 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十一條 資源庁長官は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を總理させる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第三十二條 審議会の庶務は、資源庁鉱山局において処理する。

(議事の手続等)

第三十三條 この章に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、省令で定める。

第五章 雜則

(異議の申立)

第三十四條 この法律の規定によつてした処分不服のある者は、通商産業大臣に対し、異議の申立をすることが出来る。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七章(異議の申立)の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

(届出)

第三十五條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さくしようとするときは、掘さくの開始の日の六十日前までに、掘さくしようとする坑井に關し省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、第十一條第一項又は第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第三十六條 通商産業大臣が指定する油層から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、毎月、採取の状況に關し省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(油層に關する調査)

第三十七條 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に關する調査を行わなければならない。

(記録)

第三十八條 鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める方法により、第四條第二項の検査及び前條の調査に關する記録並びに石油又はガスの採取状況に關する記録を作成しておかなければならない。

(報告及び検査)

第三十九條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第四十條 この法律の規定による通商産業大臣の権限であつて、政令で定めるものは、通商産業局長が行う。

第六章 罰則

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項、第五條第二項、第六條第二項、第七條又は第十條第五項の規定に違反した者

二 第八條から第十條までの規定による命令に違反した者

第四十二條 第四條第二項、第十二條第一項又は第三十七條の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第二項、第三十五條又は第三十六條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第三十九條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四條 第三十八條の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に關し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 石油資源開発法(昭和十三年法律第三十一号)は、廃止する。

3 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。

「地下資源開発審議会」

地下資源(石油及び可燃性天然ガス資源を除く)の開発に關する重要事項を調査審議すること。」を

「地下資源開発審議会」

石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する重要事項を調査審議すること。」に改める。

4 この法律の施行前に旧石油資源開発法及びこれに基づく命令の規定によつて交付の指令が発せられた試験助成金については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○本閣府委員 提案の理由を御説明申し上げます。

石油及び可燃性天然ガス資源の開発につきましても、従来、昭和十三年に制定されておりました石油資源開発法によりまして、試験助成金の交付による探鉱の奨励を初めとする開発促進の措置を実施して参つたのであります。が、同法がその制定年次から推察されますように、軍事目的のための強行開発を主眼とする臨時立法であります。關係上、その内容には、事業計画の届出強制、探油の増産または制限命令等が規定され、いわゆる石油鉱業に関する事業的色彩が強く、すでに帝國石油株式会社法が廃止されました今日においては、同法に基づく行政を実施いたしますことは、當を失するうらみがあるばかりでなく、技術的見地から考えますと、流体鉱物としての石油及び可燃性天然ガスの特性が無視され、長期的にこれらの資源の合理的な開発を阻害するおそれなしとしないのであります。

すなわち、石油及び可燃性天然ガスの開発は、その賦存状態におきまして流体運動が行われております關係から、石炭その他の固体鉱物の開発において労働力その他の人工エネルギーの活動をまつよりは、むしろ地下水またはガスの圧力、重力等の自然エネルギーの運動に負うところが大部分であります。その探採方法におきましては、これら地下エネルギーをいかに有効に利用するかが開発の重要点となつておる現状であります。すでに米國初め世界各國におきましては、多年にわたる研究の結果この油層技術に基くところの油層エネルギーの浪費防止を中心とするコンサーベーション・システムが実施されており、石油及び可燃性天然ガス資源の地質的構造を本質的に彼我相同じくする以上は、わが國におきましても油層の完全な開発のためには、かかる油層技術に基くところの探採方法を実施し、石油及び可燃性天然ガスの合理的な開発を促進することが、自立経済達成のための緊急事であると存する次第であります。

以上の趣旨によりまして、政府といたしましては、昨年来、石油資源開発法を廃止し、これにかわり、石油及び可燃性天然ガス資源の有効開発に資すべき法律の制定を意図し、内外各方面の御尽力を得まして、その立案に鋭意努力して参つたのであります。が、今般よくよく成案を得るに至りましたが、この中に石油及び可燃性天然ガス資源開発法案として国会に提出し、十分な御審議を仰がんとする次第であります。

法案の内容にわたりましては、御審議の際、逐次御説明申し上げる所存でございます。以下その概要について申し上げます。この法案は、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発し、公共の福祉の増進に資するため、その探採の方法について規律するとともに、探鉱を中心とする開発の実施に對しまして國家補助を行うことを

規定しております。すなわち第一には、すでに御説明申し上げましたように、石油及び可燃性天然ガスの流体鉱物たる特性に應じ、その探採の方法におきまして、油層の保護及び油層エネルギーの浪費の防止をはかるため、最小限度に必要とされる措置を実施し、または遵守すべきことを規制いたしました。

第二には、石油もしくは可燃性天然ガスの探鉱または石油の完全開発に資する探採方法について補助金を交付することとし、補助金の適正な支出と、確實な還付を期しまして、これに必要な手続その他の規定を置いております。第三には、石油及び可燃性天然ガス資源の合理的な開発に資する技術的事項に關しましては、高度の学識経験を有する専門家の意見を必要といたしますので、この合議機關たる石油及び可燃性天然ガス資源開発審議會を資源庁に設置することとし、その審議會に必要な諸事項について規定をいたしました。その他現行の石油資源開発法の廃止等この法案が公布施行されました後において必要とされる措置及び異議の申立て制度の採用を初めとするこの法案の内容を円滑に運営いたしますため必要な諸規定を掲げておる次第であります。

なお最後に一言申し上げたいことは、わが國における石油及び可燃性天然ガスの開発は、由來歴史的に見ますと、明治三十四年綱式探採装置の導入、大正三年ロータリー式探採装置の導入、昭和四年石油試験補助金制度の実施等技術的な新方策の設定によつて、著しく向上して参つたものであります。この法案がその内容に近代科学

性を有する油層技術に基く諸規制を採入しておりますことを考えますと、この法案が、御審議の結果幸ひ可決され、公布施行されますならば、必ず石油及び可燃性天然ガス資源の開発が促進され、国内地下資源の開発に資し、ひいてはわが國経済の興隆、公共福祉の増進に資すること多大なものがあると思ふ次第であります。

政府といたしましては、この法案の成立により、新会計年度より新たな決定をもちまして、充實せる資源行政の実施に努力する所存であります。何とぞ、この意図するところを了とせられ、この法案につき慎重な御審議の末すみやかに、御承認あらんことを切に希望いたしますのであります。

○中村委員長 以上で提案理由の説明は終了しました。質疑は次会にこれを行うことといたします。

○中村委員長 次に組織に關する件について調査を進めます。

この際お諮りいたしますが、本件の調査につき商工組合中央金庫理事専門司正信君及び全國纖維産業労働組合同盟福井県支部書記局長中島優治君の両君より参考人として御意見を承ることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員長 それではそのように決定いたします。まず中島優治君より御発言を願います。

○中島参考人 それでは御指名によりまして、私ども福井県下の纖維産業、特に絹、人絹に従事しております機屋の実態と、それに従事しております労働者の実態を申し上げます。これに對する

私どものお願いを申し上げて御了解を得たいと思ひます。去年の九月、十月ごろから商社が相次いで倒産いたしました。それに關連する機屋もあちらこちら倒産を續けているような状態でございます。それで業者の方の協同組合あるいは同業会等におきましては、現在原糸高、製品安に對しますところの自衛手段といたしまして、機短あるいは同盟休機等を行つておりますけれども、それも現状におきましては、十一月におきまして三百三十二工場が、約三割が休機その他操業を停止しております。のにかかわらず、逆に生産高は戦後最高の二千二百五十一万ヤールを織り上げるといふような珍現象を生じて参りました。このことは正常時におきまして、しかも経営の合理化によつて少い織機でたくさん生産を上げるということにつきましては、非常に喜ばしいことであると思ひますけれども、一方におきまして、自衛手段としての機短あるいは同盟休機を計画いたしておられますが、それがために安値で投売りをやつておられるやきにおきまして、こういうような現象があるという点につきましては、私どももことに残念なことであると思ひわけでございます。しかしながらこれに對しまして――その経営者に対しての警告を発することはもちろんでございますが、その経営者が現段階におきまして、このような手段に出なければならぬという実態に相なつておるといふことも了解ができることでござい

ます。そこで一方投売りがやられおるやきに、またこういう休機をやつておりますやきに、戦後最高の生産

高を上げるといふことにつきまして、これは市場攪乱と、もう一つは労働者にとつてはただ単にコストの引下げを賃金低下のみによつてやつておるといふような現象もここに現われて来ておるかと思ふわけでございます。と申しますのは、十一月の県下約一万の労働者の賃金を各職業単位に按分して調査いたしましたところが、十一月分は最低が千二百円、平均が三千四百六十二円と相なつております。現在官公吏の賃金ベース等は一万円以上を見、また低いといわれておる繊維の全国平均賃金も五千七百円以上を見、おるやきにおきまして、平均三千四百六十二円といふような低い数字を示しておるのでございます。また十二月に入りまして実質手取り賃金を調査してみましたところ、最低五百円、平均二千七百円といふような低下の数字を見、おるのでございます。なおこの低下して行くといふ状態を失業保険の支給額から調査してみても、これが証明できるのでございます。昨年の六月には、三万八千名の失業者に対し支給額は一日一人平均百四十二円でございますが、それが十一月になつて参りますと、生産がぐん／＼上つて参りました、この月に調査いたしましたときには、この失業者に払ひました失業保険の給付額は一人一日平均百十円といふような低い数字になつておることを見、おるけれども、この生産高と相反して労働賃金が低下しておるといふような状態を見ることが出来るわけでございます。しかもその労働時間は労働基準法も何のその、十二時間平均といふことになつておるわけでございます。こういうようなことであつて、先ほど申し上げま

したように、ただ単に経営者が自衛手段を決定したておるなら、それに對して何ら実行しておらないといふような点につきましては、私ども労働組合のものといひましたも警告を發し、この履行におかれ／＼は協力しておるものでございまして、それがいかんせん、手形の割引その他融資の返済等から、俗にいう自転車経営といふような実態の中にありまして、この状態がやむなくなされておるといふようなことも私どももなすけるわけでございます。そこで私ども労働組合といひました、従来ならばただ単にこういう低い悪条件下にあるところの労働者の労働条件を向上させます手段といひましたは、ただ経営者に労働条件の向上を呼び、要求をして参るわけでございますが、これは今申しましたように、福井県あるいは北陸の絹人絹関係の経営者に対しては、われ／＼が労働条件の維持向上を呼び、おるけれども、もうないで振れない。ただそれ以上を要求いたしますならば、共倒れの結果になるといふようなことも私は存じております。従つて今まで日本の労働運動史上にありませんような、経営者が従来唱えて参りましたような問題を私ども労働組合の問題といひました上を取上げて、一月二十七日に福井県の中小企業の繊維産業に従事しております全労働者が大会を開催いたしました、危機突破の件を決定いたしました。なおその決定を私ども労働者大会の代表といたしまして二十三名の陳情員が上京して各関係箇所に陳情に参り、今日なお続いているような次第でございます。

なお先ほど申しましたような状態から、福井県下の各飲食店あるいはまた旅館におきましても、私ども各工場を教育指導して歩きましたときに知つております女工さんたちが、その女給あるいは女中さんになつておる姿もたくさんあるようにございます。中には子供をかかえた人が生活に苦しむあまりに工場では生活ができないので、特殊茶店の方に行つておるような現象が續出している状態でございます。これはただ単に労働条件云々といふような問題ばかりでなく、大きな一つの社会問題であらうかと思ひます。そこで私どもが陳情に上りました要旨を簡単に申し上げまして、私どもの立場を御了解願ひたいと思ふのでございます。

まず一番最初に経営が苦しいことになりましたのは、何を申し上げましたと原糸の価格が安定しておらないからだといふ結果に相なつております。人絹糸が短期間に一万六千円のものから三万円になり、あるいはまた最高六万三千元といふような非常にばらばらな価格になつたり、あるいはまたそれが二月、三月に上つたしまして二万二千元になつております。そこで工業者であるべき機屋の人たちが、非常に短期間に上つたり下つたりしている状態であり、すので、よい品物をつくり出す腕前というよりも、相場の目先のきく人といふことがつづいた経営者、つづいた工業者といふことになりまして、現在なお倒産しております。あるいは整理されておりますような工場を再建いたしました場合には、金融家あるいは相場に目つきよく、その経営者に迎へられて行くといふことで、逆に協同組合等が指導しておりますような、工業者としての建前に逆行しているような状態も現在なおあるかと思ふのでございます。

そこでは私どもは原糸の価格の安定につきまして、ぜひとも御協力願ひ、安定していただきますと、経営者がいかに経営の合理化をはかりまして、またその労働者がいかにつづいて働きますと、決して自主的な経営は成り立ちませんので、その点特にお願ひをしたいと思います。

二番目のお願いといひましたは、価格が上つたり下つたりする原因は、少い原糸をたくさんの方が使うからで、現在二十万台ある機械のうち、五万台分の糸が足りないといわれておりますけれども、それら糸の使用計画につきましては何ら法的にも手が加へられておりませんので、そういうことにつきまして計画を立て、足りない糸を使うような立法的措置をおとり願ひたい。

次に、そういうことをいたしますために、大体二十人から五十人までを使用しております工場が過半数を占めている弱小企業の実体でございますので、現在のこの経済機構の中にあつて立ち向つて行きますには、そういうような弱小企業をある程度協同せしめて、経営基盤の基礎の強化をはからねばならないことで、現在の中小企業等協同組合を中心とする経営様式をもう少し強化するような方法をとつていただきたい、かように私どもをお願いをしたいのでございます。

なお四番目のお願いといひましたは、現在中小業者に対する融資がいろいろ考慮されておりますけれども、それは、あまりにも傷が深い弱小企業にとりましては、今までの穴埋めにしかなりません。今後の生産資金といふところまではほど遠いと思ひますので、もう少し生産資金のわくを拡大していただくことが、現在の弱小企業の再興の方法かと思ひます。その点私どももお願いをしたいと思ふのでございます。

なおその次の問題としまして、労働組合の団体保証による再生産資金融資わくの設定についてお願いをしたい。これは今まで唱へられておりません新しい問題でございますので、特にお願ひをしたいと思います。といふのは、現在福井県下におきまして、先ほど申し上げましたような融資の点、あるいは融資わくが拡大されても、現在の流通面そのままでありますならば、融資を受ける資格がないといふような状態に到達しているかと思ひるのでございます。どの工場を見ても、第三担保設定あるいは第四担保設定といふ状態では、もはやこの上に物件担保等の能力を持ちません。従つて融資のわくが拡大されただけでは、この恩恵に浴することはできないような状態であり、それがために生きるところの工場が死んでしまふといふような結果になるおそれのある工場もあらうかと思ひます。従つてそこには、私ども労働者は給料が一月、二月欠配になつても、何とかこの工場を生かして行きたいといふような労働組合があるところもございまして、そういうところの労働組合が、この際私どもが絶対的に保証いたしますから、ひとつ経営者に金を貸してやつていただきたいといふ方法に出ました場合におきま

て、その労働組合が民主的な労働組合であるということを所轄官庁が認められた場合においては、その融資がでるというような一つの流通面を設定していただきたい、これが私ども特にお願いをしたいことでございます。

その次の問題は、これは私どももしろうとはまことにむずかしい問題でございますが、絹、人絹のうち、特に人絹、レーヨン関係の市場というものは、ポンド地域に多く持つておる。その関係で今ポンドの裏づけになるドルの不足から輸出がとまっておるというふうなことも聞いておりますが、そういうようなことにつきまして何とかひとつお願いをしたい。ということとは、特に化繊関係はどうかともできないの、化繊関係は行先がもうきまつておるのだという特殊事情を特に何とか御考慮願いたい、こういうことが六番の私どもお願いの趣旨でございます。

大体以上が、私ども二十七日に労働者大会を開きまして決定いたしました、現在陳情に参つております要綱でございます。先ほど申し上げましたように、私どもがそういう今まで例のない運動をやつておりますので、中には、私ども労働組合の動きをあたかも御用組合だとかいふふうな誹謗しておる者もありませんけれども、あえて私どもは、私どもの労働条件の維持向上は企業家の防衛からだというふうな点からこの運動に挺身しておりますので、その点くれぐれも御了解の上何とぞよろしく処置されんことをお願いする次第でございます。

○中村委員長 次に門司正信君より御発言を願います。

発言を願います。

○門司参考人 ただいま中島さんから、福井県におきます繊維産業の現況につきまして御発言がございましたが、そのお話を承つておりました私どもが率直に感じましたことは、金融問題以外の深刻な要素がたゞさんその中に含まれていゝことであつたわけでございますが、一応御参考までに商工中金が繊維産業に対して行つております融資の事情を簡単に申し上げてみたいと思ひます。

昭和二十六年十二月末におきます商工中金の全国組合に対する貸出しの総残高は二百十二億でございますが、この中で繊維産業に對します貸出しの残高は四十六億でございます。パーセンテージにいたしまして二一・〇強でございます。中小企業等協同組合法により組合の中で、業種別に見まして中金の利用高の大きいものは繊維産業と食料品工業でございます。場合により食料品関係がトップになることもあり、繊維がトップになることもあり、というふうな状況を續けて参つておりました。最近に至りましては、繊維産業の方が食料品工業を上まわつてつとトップを續けているような次第でございます。私どもいたしましては、金融ベースに乗りまします限りにおきましては、いかなる所の繊維産業に對ししても公平なる立場をもつて融資に努力をいたしておるような次第でございますが、その融資いたしてあります資金は、大きくわけまして運転資金と設備資金という二つになります。先ほど申し上げました四十六億の中で設備資金が六億八千万ほど含まれておりますが、ただいま中島さんのお話を

承りましても、問題はやはり運転資金に重点があるように存するのでござい

ます。運転資金につきましては、これを取上げますについて、地元銀行等で資金化のできない商業手形を組合を通じて資金化をするというのを第一に取上げておるわけでございますが、それ以外に、実情によりましては、先に糸の購入資金を出したしまして、一定の期日を経過した後に製品を販売して得られたところの商業手形を持ち込んでいただくというのをやつておるわけでございます。このやり方は福井県下におきます数個の組合について、すでに相当前から実行中のものでござい

ます。ただその場合におきましても、組合の構成、ことに組合員の金融機関に對します成績等を考慮いたしますので、どうしても全員に對して總花的にこの種の金融を行うことはできないのでございまして、企業者の中のある部分の者がこの方法によつて幾らか恩恵を得ているということになつておると思ひます。なお今後いかなる方法によりまして繊維工業に對する融資を積極化するかとこのことはいろいろ研究しなければならぬ問題と存じます。が、それにつきましてはやはり一番問題になりますのは、貸出しの資金源の問題でございます。昨年末ともかくも二百十二億という残高を示したものでございまして、各方面の御協力のためには、各々残高を減らし得ましたことといたしましては、商工中金は資金繰りに非常に苦勞いたされたばかりで、実情になつておるのでございます。今月の十四日にルース台風の関係の二億四千万、月末に穀粉関係の農中よりの借入金五億、また三月十日には政府の預託

金六億五千万、三月の末日にさらに六億五千万、そのほかに各府県の果費の

預り金の中からおおむね三億四億程度は返したなければならぬかと思ひます。かれこれ合算しまして二十三、四億というものを確保にお返しをすることになるわけでありまして、一方これに對しまして二、三箇月でふえまする商工債券の発行による資金というものはわずかに八億程度でございます。このま

まで参りますと、年末の二百十二億という貸出し残高を維持することも相当困難であり、全国の組合のうち現在の貸出しの残高よりもある程度取縮をしていただかなければならぬ分も出て来るかという状況にございまして、これは、われわれもいたしましては一番懸念をいたすのでございまして、福井県の問題に對しまして直接御参考にはならなかつたかと存じますけれども、一応中金の繊維産業に對します融資の状況を御話し上げた次第であります。○中村委員長 ただいまの参考人の御発言に關連して、参考人に對しあるいは政府に對して何か質疑がありますればこれを許します。

○福田(一)委員 本日福井県の繊維関係から中島君が出席されていゝ、説明があり、また中金からも最近の金融状況について御説明があり、その対策についていゝ話があつたのであります。今日繊維問題を取上げて審議を進めるといふ点から見まして、もう少し広く全国的にこの問題を見てみなければならぬのではないかと、それから推し進めて福井県その他の諸問題に移つて行くべきだと思ひますので、一応参考人の方にも質問したいと思ひますが、政府に對してひとつ対策を御質

問してみたいと思ひるのであります。

私が今ここに申し上げるまでもなく、繊維に關係いたしましては東北などでは川俣、関東などでは桐生、足利その他中部でも浜松、岡崎あるいは北陸の金沢とか福井とか小松、勝山、あるいは関西地方でも西陣とか、泉大津その他の諸地区にわたりまして最近非常に業界の不振が伝えられました。特に昨年の末になりまして、横浜では小泉商會あるいは内外織物、福井では西野商會というふうな大会社が倒産をいたしました結果が、直接間接に業者者に与えたところの影響というものは非常に甚大なものがあつたと私たちは考へておる。またそのためにいろいろと運動もありいゝの陳情もありました。が、これに對して事実問題として政府はあまり有効適切な救済をするこ

とができなかつたわけでありまして、以上のように、今機業が非常に苦しい立場になつておりますが、その機業が苦しくなつた原因を分析して考へてみますと、終戦直後におきましては、日本の機台数は戦争の影響を受けまして非常に減つておりますが、それが最近非常に数がふえて来ておる。一方これに伴つて戦争中に相当衣服を消費してしまひましたので、しばらくの間は織れば織るほど売れるといういわゆる糸へんブームが出たのであります。その後だん／＼これが飽和状態に達して来た上に、一方輸出の方は伸びないやうになつて来た、こういうことからいたしまして業界に非常な異変を生じて来たのであります。それに拍車を加えたのが朝鮮事変でありまして、朝鮮事変で非常に織物に對する需要がふえるという見通しのもとに、一時盛んに

増産をいたしまして、また海外へはほとんど品物が出るという異常な事態が出たので、原糸の値段も人絹などでは六百三十幾らというような値段が出て来た。ところがそれが非常な思惑連になりまして、その後これが二百四十前後まで落ちるといふようなことになつたわけでありまして。こういうような面から考えてみますと、先ほど中金の当事者が申されておりましたように、今回のこの織物に対する対策というものは、決して金融面だけで解決すべきものではない。私は金融だけではどうにもならないと思う。金融というものは織物業者に対するモルヒネ注射のようなものであつて、根本源泉的な道にはならないと私は考えておるのであります。しかし今苦しんでおる病人をそのまゝにしておいていいということにはなりませんから、やはりこれは重大な一対策ではあります。けれどもこれを要するに、もつと根本的な問題を考へてみなければならぬのではないかと申すのであります。そこで今参考人も言われたのであります。こういうふうな織屋が非常に困つて来る一つの原因は、糸価が安定しておらないからだ、こういうことを言われておるのにもつともな意見でありまして、私たちもそれが大きな原因になつておると考へるのであります。今のところ人絹会社は日本に六社ありまして、これがほとんどこの人絹製造を独占しておる。こういう独占しておる商社があつて、いかに糸の値段が下るような状態になりまして、これを妨げるような事態をつくつておる。たとえば今綿糸の価格を見ますと一捆十一万四円前後と考へるのであります。これを人絹

の建値であるところのボンドの値段に引当ててみますと二百七、八十円になります。今の人絹の相場は先物が二百八十円前後でありますからして、人絹と綿糸とはほとんど同値ということになつております。ところがわれわれが実際に主として織物を古い昔からの習慣によつて使つております場合に、大体綿糸に対しては人絹というものは六割か七割くらいの値段が相当した値段でありまして、それ以上になつておるといふことは大体不釣り合ひなのであります。しかも綿糸はアメリカの生産並びに世界中の消費をならみ合せて考へてみましても、織物といふか、綿糸の値段が今後そう上るとは私は考へられない。たとい上つたにしても、今のところ比率が同率であるといふところ、非常に疑問な点がまず第一にあるのであります。一方政府は人絹の原価の計算を調べたことがあるかどうか。またこれをどれぐらゐに考へておられるかといふことを、まず第一に承りたいのであります。

○記内政府委員 ただいま人絹の原価の計算のお話でしたが、現在の糸の相場はいろいろ変動がございまして、統制はまづたく廃止になつております。従いまして相場はもつとばらばらになると思つておられます。綿糸と人絹との問題もございまして、綿糸と人絹と、とにかく織屋の数が非常に多い。従つて従つて原糸の買付をするといふようなことで、糸の相場が相当強気になりがちであるといふのが実情かと思つております。ただ現実の問題としてしまつては、相当強気に価格の安定をはかつておりまして、その相場が日々低落するといふのが最近の実情でありまして、これは人絹会社が故意に相場を引上げておるといふふうにも必ずしも考へられない点が多分にあるのではないかと申すのであります。

○記内政府委員 大体の見当はつけておられます。それは幾らぐらゐになりますか。

○福田(一)委員 それは幾らぐらゐになりますか。

○記内政府委員 大体の見当はつけておられますが、今の相場と非常にデリケートな關係を持つておりますので差控えたいと存じます。ただ今の状況は相場が下る状況であります。糸価の安定といふことは、価格を下げることにより、むしろ下げないようにするのが当面の問題かと思つておりますので、その御答弁は差控えたと思ひます。

○福田(一)委員 そが非常に問題になるので、大体相場は、最近暴れには二百四十円から二百二十四円まで一ぱん低落して、今のところは二百八十円までどした。その二百二十四円並に二百四十円のとときに織屋さんはどうであつたかといふと、どうしても糸が手に入れたらない。現金を持つて行つても二百二十四円や二百四十円ではなか／＼売つてもらえない。二百六十円なり二百七十円出さないといふ人絹会社は糸を出さない。それだから手に入れたらないといふ意味で倒産したところもずいぶんたくさんあつたのであります。そういう点が私は非常に疑問を持たれることになるのではないかと申す。たとえば原価計算は二百円である、あるいは二百二十四円であるといふことになりまして、これに適當なマージンを加えた二百三十円とか二百四十円で織屋に売り渡し、どん／＼織屋のような措置をとつてやることが非常に大事なことだと私は思ふ。これによつて一応糸価が安定するのであります。今織維局長が言われたようなことであります。原価は非常に安いのだが、

相場の方が上つておる。糸価の安定といふものは値段を上げることにあるといひますと、実勢以上に上つておることを認めた結果になるのであります。これはもうそれだけで言われなくても言つたと同じ効果になつてしまふ。もしやういふことであつたとするならば、いわゆる糸価がさういふ割安にできることであつたならば、これに適當なマージンを加えたところでこれを織屋に渡すような方策を勧告するとか、あるいはまたその程度に安くできるものであるならば、何かほかの方法を講じてでも織屋に糸が渡るようなふうを考へてみてやる、こういうことが非常に大事なことではないかと私は思ふのであります。実勢と違つた値段に上つておるといふことが、私は一つの大きな問題だと思ふ。これは議論のわかれるところでありまして、たとえば輸出を促進して大いに金をもうけようといふことになれば、なるべく高い値段で売つた方がいいのであります。さういふ見地から見れば、ばなはたさういふ点も考へられなければならぬけれども、さういふことをした結果が昨年の大暴落になつたのであります。どん／＼糸の値段をつり上げて、これにつれて織屋がどんどん買い進んだ。買い進んで一番最高値まで行つたところ、今度は暴落に転じ、さうして三分の一以下まで下るくらいの相場を出してしまつた。これでもう全国の人絹關係の織屋はみんなべしやんこになつてしまつた。それが今回方々の商社で倒産を出した非常に大きな原因になつておる。さういふことを考へてみますと、私は今の通

産省の繊維局長の答弁ではどうも納得が行かないのでありまして、私の言うところは、人絹商社が四割も五割も六割も配当をしておる。非常に金をもうけておるといふことは、全国でだれでもみな知つておるのであります。そんな配当ができるくらいならば、もう少し採算のとれる値であつたならばこれを売る、またそうすることによつて今度は輸出の關係でもう少し高い値段で外国に買つてもらいたいといふふうには、人絹会社同士で減産をするなり、何か別途の方法を講じて輸出の促進をはかり、輸出値段の維持をはかる、こういう行き方にしなせんと、今ここで二百八十円といふような実勢に沿わない相場であるといひますならば、これまた機械が織つたものが今度は売れなくなる。売れなくなつた場合にまた暴落する。暴落したときには機械は結局みんな損をして、また二百四十円か百八十円の値段の糸でもつてそれが全部海外に買われてしまふといふことになるならば、輸出促進とか金もうけをしよといふその考え方も相反することになるのでありまして、これは政府委員も出ておられるようでありますから、もつと根本源泉的にひとつこの問題を検討してみてもいいのであります。これについて政府委員の答弁を求めます。

○本間政府委員 お答えを申し上げます。御承知のように暮れごろになりまして繊維界が非常に不況になり、いろいろな倒産關係なども出したのでございますが、私もどもいたしましては、暮れにはいろいろの恒久的な制度を再検討いたしましたもなか／＼急に効果があがつて参りませんので、とりあえず金融面で個々の会社についてできるだけの措置をいたしたのでございませう。その後御説のように、単に金融面ばかりではなく、制度そのものを再検討しなければならぬ環境になつておりますので、ただいま御説のような点も含めて検討をいたしているような次第でございます。

最後に申し上げたいのでございますが、実は繊維關係のただいま当面にいたしている問題は二つあるのでございまして、繊維全体の問題と、もう一つは中島参考人の御指摘になつたような、北陸、関東地帯の比較的小規模な経営をいたしている方々の当面の苦境の問題、こういうふうになつておりますので、これらの点をあわせて、制度全般にわたつての結論を得たいといふので、ただいませつかく研究をいたしているような次第でございますから、御説を尊重いたしまして結論を急ぐようにはいたしたいと思ひます。

○福田(一)委員 ただいまの御説明によると、今大いに研究されているといふことでありますから、そういう根本的な問題について、ひとつよく研究をしてみたいと思ひます。

そこでもう一つ、その根本論に入るのであります。何といつても人絹織物といふものは大企業でなく、小さな企業でできるものであります。百姓をしながら二台か三台の機を動かして織物をつつてゐる、あるいは一方において商売をしておりながら、タバコ屋さんをしておつて裏では機屋さんをやってゐる、こういう例も多いのであります。必ずしも専門に機屋をやつてゐる者だけではないのであります。しかし先ほど申しましたように、このよつて起つた問題というものは、需要に対して機会数が多いといふことが一番大きな原因であります。そこで各組合なり、あるいは各地におきまして、自治的な減産をやるような組織をやつておるのであります。この企業家のいわゆる自衛的措置といふことが、むやみにどん／＼つづつて値段を下げたものでは、自分で首を絞めることになるから、これではいけない、何とかしてそういうようなことをなくする、そのためにいろいろ／＼みなで相談をして減産をして行くといふような問題がある。これは独占禁止法の問題その他にからみまして、当面強力にこれを実行することができないといふような問題がある。これは残つてゐるかもしれないけれども、しかし日本の唯一の産業であるこの織物がつぶれてしまふといふことになつたのでは、これはもう背に腹はかえられないといふ問題でありますから、こういうような企業家の自衛的措置、いわゆる組合組織その他の方法によつて休機をさせるようなことを促進する意図があらわれるかどうか。これに対して政府はどういう考えを持つておられるか、政府委員の御答弁を願ひます。

○本間政府委員 御説のように設備が非常にふえまして、ここにも大きな問題が横たわつておることは私も同感でございます。そこでこの非常にふえた設備に対して、実際に沿うようにして行くといふ業界の自主的な動きを促進いたしますと同時に、新設の設備につきましても法的に処置をしなければならぬといふことで、あわせてたゞいま考慮をいたしておるような次第でございます。

次にもう一つ根本的な問題といふか、日本経済の持つておる構みといふことであります。先ほども中島参考人から言われたのでありますけれども、今日日本はポンド地域に対しては輸出超過になり、ドル地域に対しては輸入超過になつてゐる。こういう状態において世界経済にながりを持つてゐるわけでありまして、そこでポンド地域に対しては織物というのは非常に有意義先が多いのでありまして、その輸出を奨励しない。もちろん輸出をしてはいかぬといふわけではありませんが、輸出を奨励しないという建前をとつてゐる。これでは織物業界が立ち上るといふことはとうてい困難な問題であると思ひます。そこでポンド地域に対する輸出の促進といふことについて政府はいかなる考えを持つてゐるか、通産大臣より御説明を承りたい。

○高橋通産大臣 ただいまの御質問は非常にむずかしい問題でありまして、現在ポンドがどん／＼たまつて来る。この対策をどうするかといふことを簡単に言えば、ドル区域の方の輸出を奨励してスターリング・ブロックの方を押えて行く、輸入の方はそれと反対にする。これはだれも言うことで根本の対策であらうと私も思うのですが、さかたにこれを移行するとなかなか支障がある。要するに根本的に考えますと、ポンドの信用が低落したためなんです。これに対応して日本の力

策を立てるといふことはなか／＼困難なのであります。ただいまの御発言の中にありましたポンド区域の方の輸出を押えるという意見も政府内部にありますが、しかし原則としては私はこれには賛成をしようしないのであります。原則としてはやはり輸出は奨励すべきものだと思つております。というのは、二十六年度は相当輸出がふえて来ましたが、ただ残念ながらドル区域よりもポンド区域で輸出が増進したのであります。日本は日本の自立経済の立場からいふと、まだ／＼こういう程度ではいけないのであつて、もつと輸出がふえなくちゃいけない。ポンドへの昨年の輸出の程度がようやく各地に日本の商品の足場ができたのであります。それを日本の国内事情のために都合が悪いからもう輸出はそこの地方にはしない、あるいは三年先に日本の国内事情が違つて来てまた買つてくれ、それは商売ではないと私は思ふ。商売といふものは、ある場合にはある地方では赤字が出て、その足場だけは何とかして確保して行かなければいけないのだ、私はそう考へております。しかしそれは要するに原則であつて、ちやうど今、現在もイギリスから鉄を十一万トン買ひたいといつて交渉が起つておりました。民間ではもう約束ができたのであります。鉄は御承知のように許可制になつておりますので通産省としてこれをどう扱うか、私はこの場合ただ無條件でこれに許可を与えるべきでないと思ふ。鉄といふものをイギリスでぜひ必要だといふのであるから、それに対しては少くともわれ／＼が欲しいものをよこせ、そういう方針で今交渉をしてゐるのですが、イギリスのいろ／＼な

立場からいうと、それもなか／＼困難な様子であります。結論はどうなりまうか、まだ見通しがつきませんが、そういうふうで、原則としては輸出を制限すべきではないが、それは原則であつて、一つ／＼の場合には鉄のよう原料の大部分をドルで払つてゐるものを、ただ無條件でポンドで売るといふことは考へて行かなければいかぬ、そういうふうには私に考へておられます。

○福田(一)委員 政府の考へはわかりましたが、私が申し上げたのはそういう足場ができたのをやめてしまつたのではないから現状維持程度にしておくのだ、こういう御方針のようでありますが、私が言つてゐるのはそうではなくて織物についてはもつと足場を広げてもらわなくては、糸価の安定といひますか、織物業界の不振は救われ

ない。だから織物については逆のことをして行かなければならぬのだ。こういうことを実は申し上げてゐるのであります。しかし政府としてはいろいろの点も考慮をされてゐるようでありますから、この問題についてはそれ以上追究はいたしません、私が発言してゐる意味を十分御参考にお供せられて施策の決定を行つていただきたいと思ひます。

そこで今通産大臣からお話があつたのでありますが、ポンドが非常に信用を失いつつある、こういうことが世界の経済から見て大抵推知されるということをお申されたのでありますが、われわれの心配いたしますところは、そういうふうなポンドの価値が下落してゐるということになると、いわゆるス

ターリング地域に対する今後の輸出というものは、今の日本はだん／＼失われて行く傾向になりはしないか。特に恐れますことは、ポンドの切下げが行われたという場合には一大打撃を受けることになると思ひます。この場合に、ポンドの今度切下げがあつた場合にも、日本の切下げがありましたけれども、日本といたしましては何ら措置をしなかつた。いわゆる為替は現状維持のままでしので参つたのであります。当時の日本の経済情勢は輸入が多

くて輸出が少い状況であつたから、一応そのりくつも成り立つたのであります。しかし今は当時とは状況もかわつておると思ひますが、ポンドがもし切下げになつたような場合には政府としては今度は按本塞源の措置を考へておられるか、これについてひとつ通産大臣の考へを承りたい。

○高橋國務大臣 今の前の御質問に対して私の答弁が少し言葉が足りなかつたので誤解をなさつておるやうに聞えるのですが、私が言ひましたのは輸出はます／＼ふやさないといひけないのだ、そういう対策を講じてないけ

ないのだといふあなたのお言葉には全然賛成なんです。ただ私が言ひましたのはある区域で、ある品物で日本がそれを輸出すれば赤字になるのだ、そういう場合にも、少くとも現状維持でその足場を確保することに努力しなければいかぬといふことを申し上げたので、その点はあなたとまつたく同じ意見なのだらうと思ひます。

ないといふ御答弁をするよりほかしうがないのです。これは非常にむづかしい問題でございますから……。

○福田(一)委員 今の大臣の御答弁は無理からぬことで、今責任のあることを言ふという方があるいは無理かと思ひますから、その程度で私はこの質問を打ち切つておきます。

そこで根本の問題としてはそういうことだと思ふのでありますが、次にこれは先ほど中金からもう／＼お話があつたのでありますが、とにかく昨年

来非常な打撃を機業家は受けておりまして、立つことができないくらいに痛手をみんないふておる。そして手形の書きかえとか切りかえといふやうなときに、いつも悩まされておりました。昔は機屋さんに対しては糸屋とい

うのが非常な力を持つておつたのであります。最近ではむしろ銀行家が機屋さんに対して力を振うといふやうな状況にまでかわつて来ておるのであります。それは金銀面が機業をやる上においてウエイトを増して来たといふことでありまして、何といつても非常に金銀面は苦しいのであります。政府として国民金融公庫だとかあるいは商工中金、あるいは農林中金といふやうなものを通じて国庫の余裕金の貸付をこれらに行つておるのであります。これを急激に引揚げてしまひますと、先ほど中金の当事者が言われたやうな問題が起きて来る、また割引商工債券

その他の問題も同じであります。いづれにしても、こういうやうな国民金融公庫、商工中金、農林中金等を通じてもう少し機業家に対しての融資を案にする、これは単に機業家のみではあ

りません。中小企業全般にわたる問題ではありますけれども、こういう金融面に対して政府当局はいかなる考へ方を持つておられるか御答弁願ひたい。

○本間政府委員 答へたいいたします。通産省が所管をいたしておりましたは、御承知のように商工中金でござい

ます。政府が預託いたしております金を返す期限が来ているものもあるの

でございまして、とりあえず今まで預託いたしたものは引揚げないといふこと

で、大体話合ひがついております。それから新しく政府の資金もさらに預託をふやしたいといふことで、ただいま大蔵省の方と話合ひを進めておるやうなわけでございます。

それから一般の織維関係の金融の問題は、御指摘のやうに非常な苦境にあるのでございまして、買手の決済の期限も来ておるのであります。これらの点もあわせ考へまして、御承知のやうに棉花借款の關係もございまして、これらも何とかが活用して、苦境打開のために役立たしたいといふ方向で、ただいま関係方面と折衝いたしておるやうな次第でござい

といつて行つてゐるのではないかと、
とは、十分考えられるところでござい
ます。

○加藤(憲)委員　ボンド地域からの輸
入促進の問題は、これはむずかしい問
題であることは私も承知しておりま
す。しかしこれをやらなければ、日本
の自立経済の上から考えましても、あ
るいは日本の輸出貿易という点から見
ましても、日本の経済自体が非常な窮
状に陥つて来ることは明らかでありま
すので、これはひとつ真剣に考えてい
ただきたいと思うわけであります。こ
の問題は、おそらく日米経済開発の問
題ともからみ合せて、いろ／＼むずか
しい問題を解決しなければならぬと思
ひます。きょうこれ以上この問題に
ついて具体的にいろ／＼追究してお伺
いしてみても、御答弁はむずかしいよ
うでありますから、これ以上お聞き
しませんけれども、ひとつこれは政府
としても真剣に考えてやつていただき
たいと思います。

それからもう一つの問題を、これは
大臣にお聞きしたいのですが、日本の
中小企業をもう少し政府が保護し育成
しなければ、日本の中小企業というも
のは倒れてしまふ、朝鮮ブーム等、一
時的な景気によつて一時的に太ること
はありません、結局はこれは野放し
にしておいては日本の中小企業は育つ
ものではない。そういう観点から、も
う少し保護育成するために、まず第一
には中小商工協同組合法を改正して、
いわゆる共同販売、共同購入ができる
ようにしなければならぬ。それから
またさらに輸出の面においては、それ
と同時に輸出組合法を制定して、ある
程度の統制をしなければいけないので

います、御指摘になりましたように、労働組合の各位が苦境に立つております。機械の実態を認識せられて、いろいろ奮闘せられ、努力をせられた保証もしようといふことですが、これは一つの力でございますので、この面も考慮に入れつつ実効の上の対策を考えて行く、こういうつもりであります。

○加藤（録）委員 今政務次官より、福井地方の機械家がまだ組織化されておられない点が多分にあるというお話であります。この一つの原因は、やはり商工協同組合法の欠陥から来ておると私は思う。今の商工協同組合法では一人の人が組合の統制に従わずに、この組合をつぶそうと思えばつぶせるような状態にあるわけです。これはやはりある程度組合に強制力を持たせなければならぬといふことと、いろ／＼資金の面においても力を持つために、またその価格の維持、あるいはまた一朝好景が来れば業者が雨後のたけのこのように出て来るというような点もある程度防がなければならぬと思うのです。従つてやはりそういう人々を組織化するためには、ことに聞きますれば、二十人以上の工場が非常に多いというお話ですが、そういう工場の経営者というものは、失礼ですが、無自覚の人が非常に多い。これは自覚させなければならぬと同時に、それを自覚させる方法は、商工協同組合法の改正といふものが伴わなければならぬといふふうに考えますので、やはり商工協同組合法の改正というのに急速になり得るようには御努力をお願いいたします。

○中村委員長 次は山手満男君。

○山手委員 大体言い尽されたような気がするのですが、あえて重複をして少し質問をしてみたいと思つてあります。

先ほどから御答弁がありましたように、機械の台数も絹、人絹だけでなくに全般的に過剰になつて来ておるという事実があります。ところが機械だけでなくに紡績あたりでも、今日では中小紡績はもう整理統合の段階に来ておるというふうな実情が新聞紙上などに報ぜられておるのであります。私は、先ほどの政府の御答弁を聞きますと、終戦後、あれだけの計画的な統制経済を現政府が一ぺんに野放しにされた結果がこういう実情に立ち至つた、徐々に、段階的に、もう少し現実を見きわめた統制の解除なり業界の指導がなされなければならなかつたにもかかわらず、一ぺんに無計画に手放しにされたといふことからこれは来ておると思つてあります。今本閣新政務次官から、機械設備、台数が多過ぎるからこれを法的に制限して行く、縛つて行くといふふうな方法を研究してつて行きたいというお話があつたのでありますが、このことはかなり重要なことであらうと思つてあります。それで今やうど大臣もおいでになりますので、このことについての大臣のお考えをもう少し掘り下げて、どういふふうな指導し、どういふ措置をとつて行くつもりであるかをまずお尋ねしたいと思つてあります。

○高橋國務大臣 この問題は非常に大きな問題でありますので、まだここで御答弁をする段階に参つておりません。研究中であります。ただ簡単に私の考えを申し上げますと、機械にしまし

ても紡績にしましても、あるいは近ごろ問題になつておりますビルディングのようなものにしても、日本が現在資材も乏しい、資金も乏しいその際に、不要不急の設備がふえて行くことは望ましくないと思つておるのであります。機械の問題、あるいは紡績の問題といふようなことでなしに、もつと大きく考えて、不要不急の施設を新しく起す、あるいは増設するといふような場合には、業種によりまして、いくらかの制約が必要だと考えられます。業種には、たとえば許可制をとりますとか、何かそういう法的の措置ができるようなことに持つて行くべきだと私も今は考え、研究しておるのであります。

○山手委員 許可制にするとか法的に縛るとかいろ／＼手段はいろいろかと思つてあります。日本の経済組織の中で繊維産業は特に早くから世界的な発達をいたしましたし、力もある産業であります。それが今日大ゆれにゆれて、大きな経済的のたけになつておるのでございますが、上から下まで業者自体の何とか自衛的な方法で措置を講じようといふふうな自主的な動きも非常にたくさんある。これを私は見のがすわけには行かないので、今日の段階に來るまでは、むしろ法的に縛つておつたものがある程度漸進的に解いて行くことが私はよろしかつたと思つておられますが、今日のような状態になつておつてまた法的に縛つて行くこととはどうかといふふうに考えるのであります。業界の方では、さつき加藤委員から話がありましたけれども、糸価の安定などを含めて、どうしても価格の安定をする必要からは、紡績は紡績で操

短をしようじやないか、あるいは人絹もいろ／＼な措置を講じようといふこととで、各社が自衛的な措置といふものを共同して協議しようとしておる。これは日本のような経済界の実情においては非常に考えなければいかぬことで、場合によつては大いにやつてもらわなければならぬと思つておるのであります。さつきのお話のように、事業者団体法とか独禁法にひつかかつてしまふといふことで、業者の方からこれが早急に廃止ないし緩和をするように分たちが自衛的に措置できるように配慮をお願いしたいという陳情が政府当局にもあり、通産大臣もおやりになつておられるのであります。私は法的に縛り上げてしまふ前に、協同組合法の改正といふ問題もありましようが、もう一ぺんそういうものを十分考えてやつて行かなければならぬと思つておることを考えます。大臣にお伺ひしたいのは、そういう自衛的な措置を十分とらしめ得るような事業者団体法あるいは独禁法の改正について、国会の再開勢頭に出すことはできなかつたが努力をするといふお話でございますが、現在の段階としては、それをまつころから改正することとでなしに、運営そのほかで手心を加える余地がないものかどうか。現にこゝろいふふうな経済界が混乱するようになりつたところのどこかで手心を加える余地はないものかどうか、そういう点についての御所見を承りたいのであります。

○高橋國務大臣 その点は私もいろいろ研究し、心配してみましたが、独禁法と事業者団体法があります

と、その運用の手心でそれを是正して行くといふことは非常に困難であるし、現在ではほとんど不可能です。御承知のように、公正取引委員というものがあつて、非常な権力を持つており、われ／＼が運用に手心を加えてくれといふようなことを言つても、なかなかやらないのです。根本的に両法案の修正をしますか、あるいは特別法を出しますか、それよりはかに方法がないと私は考えております。

○山手委員 公正取引委員会の行動についても、関西の財界あたりでもいろいろ批判が起きておると私は思つて、そのまじめな会合がありまして、そのまじめな会合で、みんなで自主的にひとづつ自衛しようじやないかといふような軽い申し合せが、二されたような場合でも、すぐつかつかつて、その詳細を半ば強制的に罪人扱いのやうに調べ上げたりするといふ行き方がなされておまして、必要以上に刺激しておる事実を私はたくさん知つております。今大臣のお話を聞きますと、それはむしろいさ／＼といふお話でございますが、しかしやはり私はそこに政府の権威があると思つてあります。このことについては、公正取引委員会といふものが政府のちから外に立つて、どういふことをやるのか政府の関知できない問題だといふふうにお考えにならずに、ぜひひとつ御研究を願つて、実際に混乱しようとする日本の繊維業界のために活を入れてやつていただくことが非常に大切ではないかと思つてあります。

それから福井の問題ができましたが、この福井の問題は、やはり朝鮮事変後の備蓄輸入そのほかから来た昨年来の

午後四時六分散會

印刷者 印刷 庄